

# 東整振 八王子支部 賛助会員規約

## 第1条（目的）

1. 本規約は第2章会則 会員資格7条に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。
2. 賛助会員制度は、本支部の外部関係者の本支部に対する協力と理解を高めることにより、本支部の事業活動の推進に資することを目的とする。

## 第2条（資格）

賛助会員の資格を有する者とは、東京都自動車整備振興会 八王子支部（以下 本支部とする）の主旨に賛同し、本支部事業の円滑な実施に協力する本支部に入会した企業及団体とし、本支部会員とは異にする。但し、本支部及び本支部賛助会員への併加入は妨げないものとする。

## 第3条（賛助会員に対する事業）

本支部は第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- 1) 本支部が発行する資料の提供
- 2) 本支部又は支部員との情報交換のための懇親会等の開催
- 3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

## 第4条（議決権）

賛助会員は本支部の総会における議決権を持たない。

## 第5条（入会）

本支部の賛助会員となるためには、別に定める賛助会入会申し込みを申請し本支部正副会議及役員会の承認を受けなければならない。また、会員期間は1年単位とし、4月1日から翌年3月31日までとする。期の途中で入会してもこの期間を1年とし年会費を納入するものとする。

## 第6条（会費及納入）

- 年会費 1万円

会費は、本支部からの請求に基づき、規定する金額を指定された期日までに、指定する方法で納入しなければならない。会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。

## 第7条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を役員会に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

#### 第8条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、正副支部長会及び役員会の決議により、これを除名することができる。その場合納入された年会費は返納しない、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 本支部定款、本規約に違反した場合
- 2) 第9条、10条の禁止事項に揚げる行為を行った場合
- 3) 故意、過失に問わず、本支部の名誉を傷つけ又は目的に反する行為を行った場合
- 4) 会費の納入を怠った賛助会員

#### 第9条（守秘義務）

賛助会員は本支部の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、賛助会員は本支部の許可を得ずに、賛助会員として知り得た本会の非公開情報等を賛助会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

#### 第10条（禁止事項）

賛助会員は以下に揚げる行為をしてはならない。

- 1) 賛助会員情報など振興会へ偽装の申請を行う行為
- 2) 他の賛助会員や本支部の会員、それらに付随する財産及プライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為
- 3) 本支部の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為
- 4) その他、本支部役員会が不適切と判断する行為

#### 第11条(その他)

- 1) 本支部の責に帰さない活動において、賛助会員が他の賛助会員や第三者に対し損害を与えた場合、本支部はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、賛助会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本支部に損害を与えた場合、本支部は当該賛助会員に対して損害賠償の請求を行うことができる。
- 2) 賛助会員について本規約に定めない事項であって必要な事項は、役員会の定めるところによる。

#### (附 則)

本規約は 平成 24 年 5 月 16 日から施行する。